

## 確認検査業務電子申請専用システム利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、株式会社C I 東海（以下「C I 東海」という。）が確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第47条の2第1項に規定する電子申請について、電子情報処理組織による業務の的確な実施を行うために、電子申請専用システムを利用するに当たって、必要な事項について定めるものとします。

### (用語の定義)

第2条 この規約における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 電子申請 申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことをいいます。
- (2) 電子情報処理組織 C I 東海の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいいます。
- (3) 電子申請専用システム 電子申請を可能とするために、情報の連絡通知、電磁的記録の実行等の機能を有するシステムをいいます。
- (4) 利用者登録 電子申請専用システムを利用してC I 東海に氏名及びメールアドレス等の必要事項を登録することにより、C I 東海は電子申請専用システムの利用に必要な利用者ID及びパスワードを発行することをいいます。
- (5) 利用者 電子申請専用システムを利用して電子申請を行う個人及び法人等をいいます。
- (6) 利用者ID 利用者を特定するため、利用者登録時にC I 東海が付与する一意の符号をいいます。
- (7) パスワード 利用者を特定する場合にセキュリティを目的として、利用者を指定し、管理する符号をいいます。
- (8) 電子ファイル 電子申請専用システムを利用して添付する図書及び書類をいいます。
- (9) 入力情報 電子申請専用システムに入力した物件情報をいいます。

### (利用者登録)

第3条 この電子申請専用システムの利用を希望する者は、申請の前にC I 東海に対して、利用者登録を行うこととします。

### (規約への同意)

第4条 電子申請専用システムは、この規約に同意されていることを前提に提供するものとし、利用の前に必ずこの規約の内容を確認していただき、この規約に同意できない場合は、利用できないものとします。なお、電子申請専用システムを利用された場合は、この規約に同意したものとみなします。

### (利用者の責任)

第5条 利用者は、自己の責任と判断により電子申請専用システムを利用し、利用によって生じる各種情報を管理するものとします。

2 利用者は、電子申請専用システムを利用するために必要な機器及び環境をすべて負担において準備し、それらの管理を自己の責任において行うものとします。

- 3 利用者は、電子申請専用システムを利用する場合、使用する機器についてセキュリティ対策に努めるものとします。
- 4 利用者は、電子申請専用システムを用いて電子ファイルを登録する場合は、必ず事前にウイルスチェックを行うものとします。ウイルスチェックに使用するアプリケーションの種類は指定しませんが、常に最新のパターンファイルを適用するものとします。
- 5 利用者は、登録した利用者情報の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更を行うものとします。
- 6 利用者は、電子ファイルの入力情報について確認申請書（図書のうち設計者の記名を要する図書に陰る）の設計者（構造・設備を含む）の管理のもとに利用操作するものとします。

#### （利用可能時間）

第6条 電子申請専用システムは、C I 東海の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録できる時間は、24 時間 365 日とします。ただし、C I 東海の使用に係る電子計算機が保守・点検等により、利用者に事前通知することなく、電子申請専用システムの一部又は全部を停止、休止又は中断等を行うことができるものとします。

#### （禁止事項）

第7条 電子申請専用システムの利用については、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 電子申請専用システムをC I 東海への申請以外の目的で利用すること。
- (2) 電子申請専用システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 電子申請専用システムの管理、運営を故意に妨害すること。
- (4) 電子申請専用システムに対し、ウイルス感染したウイルスを送信すること。
- (5) 虚偽の利用者登録による利用者IDの取得及び当該利用者IDにより申請及び届出を行うこと。
- (6) 他人の利用者ID及びパスワード等を不正に使用すること。
- (7) その他法令等に違反すると認められる行為を行うこと。

#### （利用の停止又は制限）

第8条 C I 東海は、利用者が前条各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行ったと疑うに足りる相当な理由がある場合は、事前に利用者に通知し電子申請専用システムの利用の停止又は制限をすることができます。ただし、緊急を要する場合は、通知することなく電子申請専用システムの利用の停止又は制限をすることができます。

#### （電子申請専用システムに使用可能文字）

第9条 電子申請専用システムにおいて、使用可能な文字は、次に掲げるものに限ります。その他の外字及び機種依存文字等の使用は不可とします。

- (1) 半角英数字及び記号は、JISX-0201-1997 とします。
- (2) 全角漢字は、JIS 第一水準漢字及びJIS 第二水準漢字とします。
- (3) カタカナを使用する場合は、全角カタカナとします。

#### （個人情報保護）

第10条 C I 東海が、電子申請専用システムを提供するうえで知り得た利用者の情報、入力情報電子ファイル及び利用履歴の取扱いについては、C I 東海が別に定める個人情報保護方針によることとします。

### (お問い合わせ)

第 11 条 電子申請専用システムの利用に係るお問い合わせについては、ホームページに掲載します。

### (免責事項)

第 12 条 C I 東海は、利用者が電子申請専用システムの利用したことにより発生した損害及び利用者が第三者に与えた損害については、その損害の一切を負わないものとします。

2 C I 東海は、電子申請専用システムの改修及び運用の停止、休止又は中断を行ったことによって生じたいかなる損害に対しても、その損害の一切を負わないものとします。

3 C I 東海は、電子申請専用システムに障害が生じた場合は、早急な復旧に努めますが、そのことによって生じたいかなる損害に対しても、その損害の一切を負わないものとします。

### (著作権)

第 13 条 電子申請専用システムに含まれるプログラム及びその他著作物の関する著作権は、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。この電子申請専用システムに含まれるプログラム及びその他の著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為及びバースエンジニアリングを禁じます。

### (準拠法及び管轄)

第 14 条 この規約は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号) その他関連法に準拠します。

2 電子申請専用システムの利用に関して紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所本庁・名古屋簡易裁判所を第一審の専属的所管裁判所とします。

### (規約の変更)

第 15 条 C I 東海は、必要があると認める場合は、利用者に対して事前に通知することなく、この規約を変更できるものとします。

2 C I 東海は、この規約の変更を行った場合は、速やかに電子申請専用システムのトップページに「お知らせ」に掲載するものとします。

3 前項の「お知らせ」に掲載後、利用者が電子申請専用システムを利用した場合は、変更後のこの規約に同意したものと見なします。

### 附則

この規約は、令和 3 年 7 月 12 日から施行します。

この規約は、令和 3 年 11 月 1 日から施行します。